

## 47. 鋼船規則検査要領H編及び旅客船規則検査要領における改正点の解説 (耐火ケーブルの適用範囲)

### 1. はじめに

2006年11月30日付達第73号(日本籍船舶用)及び同日付Notice No.75, 77(外国籍船舶用)により、鋼船規則検査要領H編及び旅客船規則検査要領の耐火ケーブルの適用範囲の一部が改正された。以下にその内容について解説する。

### 2. 改正の背景

本会の耐火ケーブルに関する規定は、IACS UR E15 (Rev.1, May 2004)を参考としているが、同UR中には曖昧な表現が含まれていることから、IACSでは、その内容を明確化するための修正が行われ、同URのRev.2が発行された。今般これを参考として関連規定を改めた。

### 3. 改正の内容

耐火ケーブルの適用範囲を決定する上で重要となる火災の危険の高い区域に関して鋼船規則検査要領H編及び旅客船規則検査要領6編を改めた。主な変更点は次のとおりである。

#### (1) 鋼船規則検査要領H編H2.9.11-5.

SOLAS第II-1章Reg.45及びIACS UR E15では、「火災の危険の高い区域」という同一の用語が用いられているが、その具体的な区域は明確に定義されていない。鋼船規則においてもこれらの規定が引用されていることから、一部の区域の取扱いに曖昧な点が含まれていた。これを受け、同区画の鋼船規則上の取扱いを明確にすべく修辭上の修正を行った。

#### (2) 鋼船規則検査要領H編H2.9.11-7.(2)

前(1)に定義される「火災の危険の高い区域」と同等の区画としては、従来、「防爆機器の設置が要求される危険場所」と「A類機関区域以外の機関区域」の2つを掲げていたが、UR E15.2 Note a)の改正に伴い前者の危険場所を除外した。これは、同危険場所には潜在的な火種が存在しているわけではないので、火災の危険の高い区域に分類するのは過剰との判断によるものである。

#### (3) 旅客船規則検査要領6編1.1.1(3)

旅客船については、UR E15.2 Note a)v)を参考として、可燃性の家具が置かれる部屋(床面積が $50m^2$ 以上)及び理髪室を「火災の危険の高い区域」に追加した。

## 48. 鋼船規則K編及びM編、高速船規則、関連検査要領並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領における改正点の解説 (アルミニウム合金材の規格)

### 1. はじめに

2007年2月1日付規則第3号、規則第9号、達第4号及び達9号(日本籍船舶用)並びに同日付Rule No.12, Rule No.14, Notice No.10及びNotice No.13(外国籍船舶用)により、鋼船規則K編及びM編、高速船規則、関連検査要領並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領の一部が改正された。以下にその内容について解説する。

### 2. 改正の背景

IACSは、アルミニウム合金材に関する統一規則について、ASTM B928に準拠してアルミニウム合金材の規格を見

直し、2006年5月にUR W25(Rev.3)として採択した。そこで、IACS統一規則W25(Rev.3)を参考にして、鋼船規則K編及びM編、高速船規則、関連検査要領並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領の一部を改正した。

### 3. 改正の内容

#### (1) アルミニウム合金材の規格値

アルミニウム合金材の規格値に関する鋼船規則K編表K8.3並びに同検査要領表K8.1.5-1.及び-2.を改めた。

(a) アルミニウム合金材5083P, 5383P, 5059P, 5086P及び5754Pの質別H111, 5086Pの質別